

一般国道 20 号
(長野県諏訪市～下諏訪町間)

計画段階環境配慮書

平成 28 年 7 月

国土交通省 関東地方整備局

— 目 次 —

第1章 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所.....	1
1.1 事業の名称.....	1
1.2 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所.....	1
第2章 第一種事業の目的及び内容.....	1
2.1 事業の経緯.....	1
2.2 事業の目的.....	2
2.3 事業の内容.....	2
2.3.1 事業実施想定区域の位置.....	2
2.3.2 事業の規模.....	3
2.3.3 その他事業に関する事項.....	3
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況.....	5
3.1 自然的状況.....	5
3.2 社会的状況.....	8
第4章 計画段階配慮事項ごとに 調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの.....	14
4.1 計画段階配慮事項の選定.....	14
4.2 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法.....	15
4.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果.....	16
第5章 その他環境省令で定める事項.....	19
5.1 環境影響評価第三条の七に基づく 配慮書の案についての意見と事業者の見解.....	19
5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解.....	19
5.2 関係する地方公共団体の長からの意見と事業者の見解.....	21

「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万分5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28 関複、第7号)
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。」

第1章 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

1.1 事業の名称

一般国道 20 号（長野県諏訪市～下諏訪町間）

1.2 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

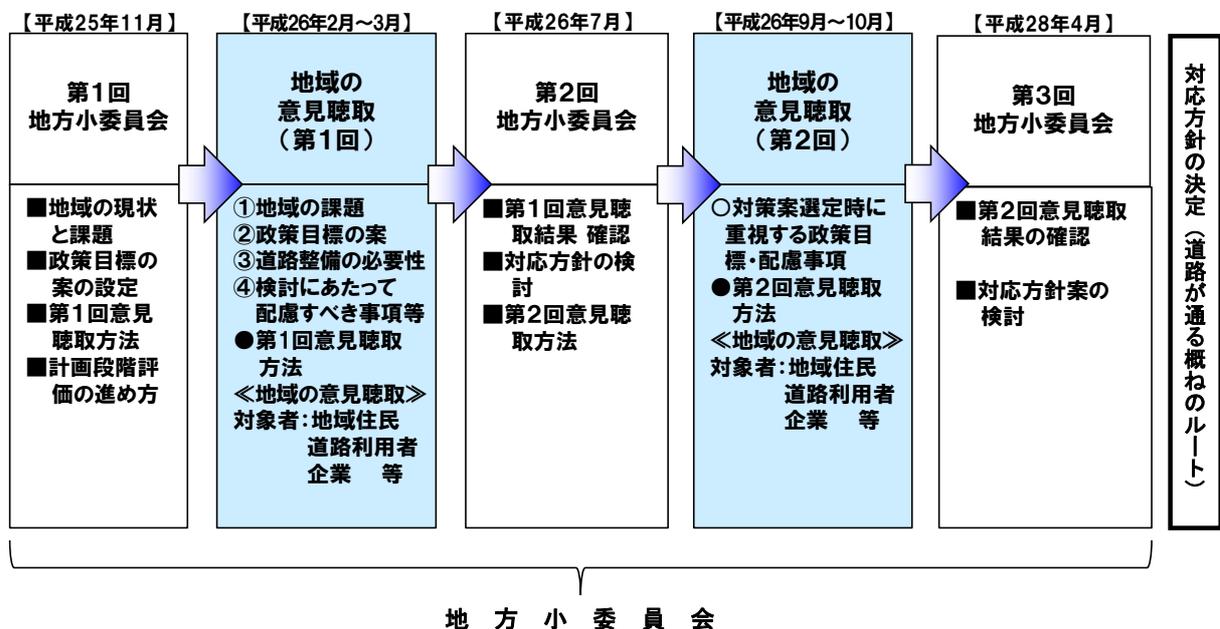
事業予定者の名称 : 国土交通省 関東地方整備局
代表者の氏名 : 国土交通省 関東地方整備局長 大西 亘
住 所 : 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

第2章 第一種事業の目的及び内容

2.1 事業の経緯

一般国道 20 号（長野県諏訪市～下諏訪町間）は、長野県諏訪市四賀～諏訪郡下諏訪町東町に至る路線で、昭和 47 年に都市計画決定されています。今般、地域や交通等の課題が見られますので、その解決に有用な道路整備の計画検討を進め、都市計画変更を行うため、平成 25 年度から計画段階評価の手続きを実施しており、構想段階における道路計画のアンケート調査や、社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会（以下、関東地方小委員会）を 3 回実施しました。

現在は、アンケート調査や関係する地方公共団体の長からの意見、関東地方小委員会での有識者の意見等を踏まえ、ルート帯等を総合的に決定することを目指すとともに、整備効果などを調査・検討しています。



2.2 事業の目的

対象区間の一般国道 20 号では、異常な豪雨に伴う道路冠水による交通不能箇所が過去に数回発生しています。また、東西に移動する道路が限られていることや踏切が 2 箇所あること等により、慢性的な交通混雑が発生しています。沿道の家屋や店舗への出入り交通による本線交通の阻害により、交通事故も多く発生しています。さらに、交通混雑が発生していることから、観光業や製造業、緊急輸送活動への影響も出ています。

以上の解決が必要な課題と求められる機能から、当該道路の政策目標は以下とします。

- 災害に強い代替路の確保
- 交通の円滑化
- 交通安全の確保
- 地域産業の活性化
- 安心・快適な暮らしづくり

2.3 事業の内容

2.3.1 事業実施想定区域の位置

第一種道路事業の事業実施想定区域の位置は、図 2-1 に示すとおりです。

起点：長野県諏訪市四賀

終点：長野県諏訪郡下諏訪町東町

2.3.2 事業の規模

規模：約 11 km



図 2-1 事業実施想定区域の位置図

2.3.3 その他事業に関する事項

1) 位置等に関する複数案の設定についての考え方

本事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたっては、事業実施想定区域の位置又は規模に関する複数案（以下、「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定する必要があります。

位置等に関する複数案としては、政策目標や地形・地質条件、自然環境、生活環境、コスト縮減などを踏まえて設定します。

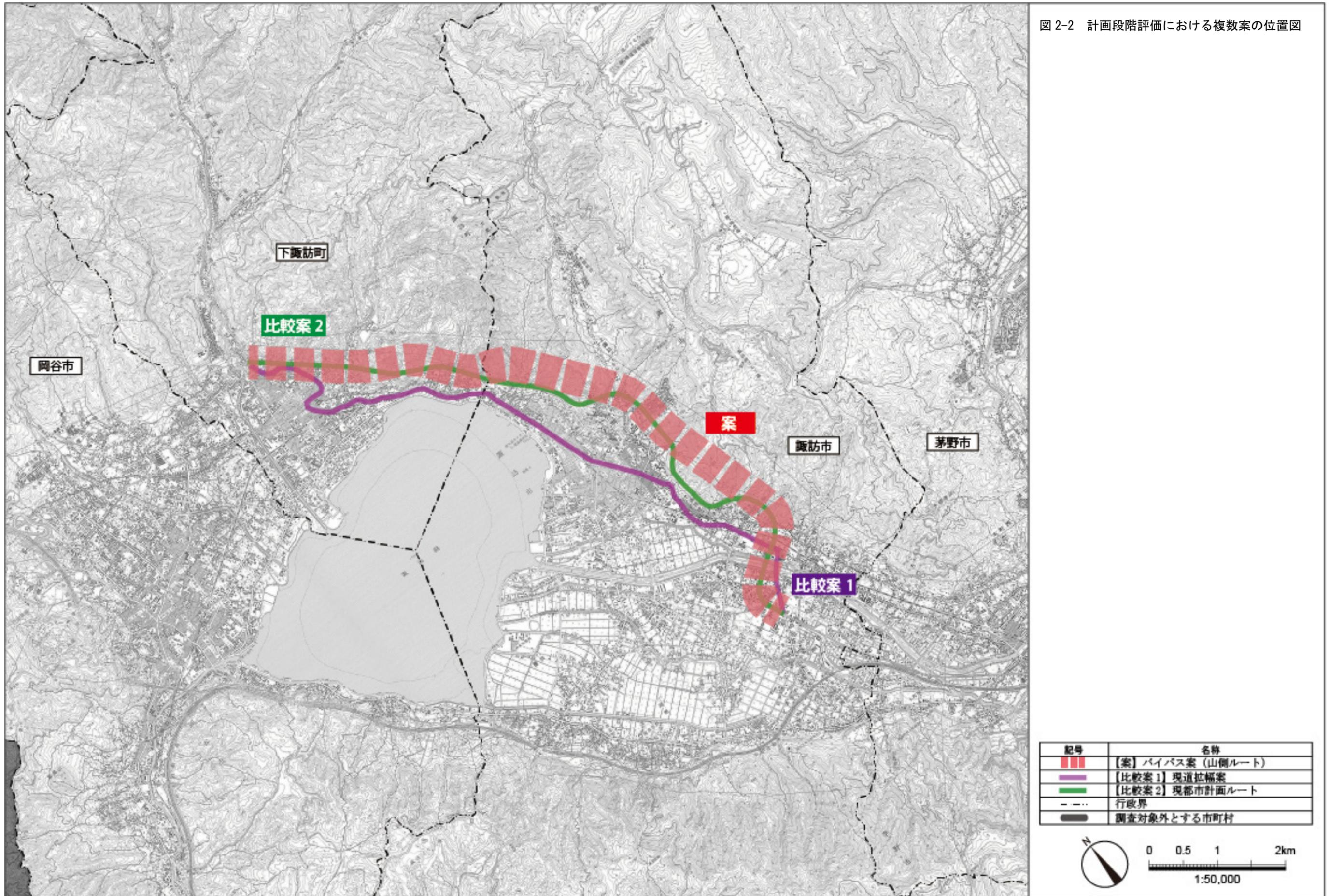
2) 複数案の設定にあたっての考え方

複数案のルート選定にあたっては、解決すべき課題から求められる政策目標（2.2 事業の目的）の達成度について、経済面、社会面、環境面などを総合的に比較検討し、表 2-1 及び図 2-2 に示すとおり、都市計画変更ルートのバイパス案と、現道拡幅の比較案 1 及び、現都市計画ルートの比較案 2 を選定しました。

表 2-1 ルートの概要

	【案】バイパス案 (山側ルート)	【比較案 1】 現道拡幅	【比較案 2】 現都市計画ルート
ルートの概要	現都市計画ルートより、バイパスを山側に通す案	現道 2 車線を拡幅 (車線数増加)	現都市計画ルートを基にバイパス整備
選定理由	都市計画時点の土地利用状況の変化、地域分断等を考慮し山側に追い込んだルートとした案	現道を有効活用した案	現都市計画ルートとした案

図 2-2 計画段階評価における複数案の位置図



第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な自然的状況を把握した結果を表 3-1 に示します。また、自然的状況の把握に用いた文献・資料を表 3-2 に示します。

表 3-1(1) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
大気環境の状況	<p>1. 気象 諏訪特別地域気象観測所における平成17年から平成26年までの10年間の気象概況は、年平均気温が11.3℃、年降水量が1,298.2mm、年最多風向は西北西、年平均風速は3.2m/sである。</p> <p>2. 大気質 一般環境測定局の諏訪局で測定されている二酸化窒素の平成21年度から平成25年度までの5年間の経年変化によると、1日平均値の年間98%値は0.025～0.028ppmであり、この間全ての年度で環境基準（長期的評価）を達成している。また、浮遊粒子状物質の経年変化によると、1日平均値の年間2%除外値は0.031～0.035 mg/m³であり、この間全ての年度で環境基準（長期的評価）を達成している。</p> <p>自動車排出ガス測定局の岡谷インターチェンジ局で測定されている平成21年度から平成25年度までの5年間の経年変化によると、1日平均値の年間98%値は0.041～0.055ppmであり、この間全ての年度で環境基準（長期的評価）を達成している。また、浮遊粒子状物質の経年変化によると、1日平均値の年間2%除外値は0.029～0.041 mg/m³であり、この間全ての年度で環境基準（長期的評価）を達成している。</p> <p>3. 騒音 国道20号の8地点の調査結果は、55～74dB（昼間値。夜間は56～69dB）であり、6地点が昼間、夜間ともに環境基準を達成している。</p> <p>4. 振動 事業実施想定区域及びその周囲における振動に係る調査結果はない。</p> <p>5. その他 事業実施想定区域及びその周囲における風害又は超低周波音に係る調査結果はない。</p>
水環境の状況	<p>1. 水象 事業実施想定区域及びその周囲には、主要な河川として、天竜川、宮川、上川、砥川、横河川と諏訪湖がある。</p> <p>2. 水質 天竜川（釜口水門）、宮川（宮川橋）、上川（渋崎橋）、砥川（鷹の橋）、横河川（よこかわ川橋）の5地点における平成26年度の測定結果によると、浮遊物質（SS）は環境基準を達成しているが、水素イオン（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素（DO）、大腸菌群数で環境基準を超過している地点がある。諏訪湖の3地点における平成26年度の測定結果によると、溶存酸素（DO）は環境基準を達成している地点はあるが、浮遊物質（SS）、水素イオン（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、大腸菌群数で全ての地点で環境基準を超過している。</p> <p>3. 水底の底質 平成26年度の測定結果によると、上川の渋崎橋、諏訪湖（湖心）の2地点ともに水底の底質に係るダイオキシン類は環境基準を達成している。</p>

表 3-1(2) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
水環境の状況	<p>4. その他 岡谷市の7地点における平成25年度の地下水調査結果によると、1地点でトリクロロエチレン、4地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超過しているが、その他では全ての項目で環境基準を達成している。なお、諏訪市、茅野市、下諏訪町には地下水測定箇所はない。 また、事業実施想定区域及びその周囲には、多くの源泉がある。</p>
土壌及び地盤の状況	<p>1. 土壌 事業実施想定区域及びその周囲には、主にグライ土、細粒グライ土、灰色低地土、粗粒灰色低地土が分布している。山地には適潤性黒色土が多く分布し、その中に乾性褐色森林土が点在している。また、事業実施想定区域及びその周囲には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域はない。</p> <p>2. 地盤 事業実施想定区域及びその周囲には、諏訪湖南東側に軟弱地盤地域があり、以前から地盤が沈下しており、近年も沈下が続いている。諏訪盆地では、以前から各所において地盤沈下現象が報告され、近年は、建物の建設のほか、土地造成のための盛土による沈下が生じている。長野県建設部は昭和52年12月に水準点を80点（平成8年度から81点）設置し、監視測定を実施している。平成18年度までの累計最大沈下量は57.0cmである。なお、平成19年度から平成25年度は、測定が実施されていない。</p>
地形及び地質の状況	<p>1. 地形 事業実施想定区域及びその周囲は、諏訪盆地、天竜川谷底平野の一部である低地部と、湖南山地、鉢伏産地からなる山地部、霧ヶ峰火山地からなる火山地、台地・段丘で占められている。また、事業実施想定区域及びその周囲には、「長野県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）に記載されている諏訪湖、霧ヶ峰、福沢山（鉄平石）、糸魚川・静岡地質構造線がある。</p> <p>2. 地質 事業実施想定区域及びその周囲の低地部には、主に未固結堆積物からなる砂礫が堆積しており、山地部には主に火山性岩石からなる安山岩質溶岩が堆積している。</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>1. 動物 事業実施想定区域及びその周囲には、主要な動物として第4次レッドリスト（環境省）による絶滅危惧Ⅱ類のオオワシ、準絶滅危惧のクロサンショウウオ及びオオムラサキ、絶滅危惧ⅠA類のヒメギフチョウ本州亜種が生息するとされている。</p> <p>2. 植物 事業実施想定区域及びその周囲には、主要な植物として諏訪市指定天然記念物の先ノ宮のケヤキ、下諏訪町指定天然記念物の専女の櫨（とうめのけやき）が生息するとされている。</p> <p>3. 生態系 事業実施想定区域及びその周囲には、「山地及び丘陵地・台地に分布する樹林、畑地、草地」、「低地に分布する畑地、草地」、「霧ヶ峰の湿原植生」、「諏訪湖を中心に河川が流入、流出する開放水域」を生息、生育基盤とする生態系が成立している。 また、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の八ヶ岳中信高原国立公園、塩嶺王城県立公園や重要な湿地がある。</p>
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	<p>1. 景観 事業実施想定区域及びその周囲には、主要な景観資源として、「第3回自然環境保全基礎調査」で選定されている諏訪湖、霧ヶ峰がある。また、主要な眺望点として、いづみ湖公園、大見山展望台がある。</p> <p>2. 人と自然との触れ合いの活動の場 事業実施想定区域及びその周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、公園等の水月公園、散策路の諏訪湖一周ジョギングロード、御柱祭の諏訪大社下社曳行ルートがある。</p>

※動植物について、主に環境省レッドリスト、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律、文化財保護法、長野県レッドリストにより重要種を把握し、位置情報の記載のある既存文献により対象種の生息の有無及び事業実施想定区域との位置関係を把握した。

表 3-2 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	番号	資料名	発行年月	発行元	出典頁	
大気環境の状況	1	気象統計情報	平成27年8月	気象庁	HP	
	大気質の状況	2	平成21年度大気汚染等測定結果	平成23年2月	長野県環境部水大気環境課	-
		3	平成22年度大気汚染等測定結果	平成24年2月	長野県環境部水大気環境課	3-83
		4	平成23年度大気汚染等測定結果	平成24年10月	長野県環境部水大気環境課	3-83
		5	平成24年度大気汚染等測定結果	平成25年10月	長野県環境部水大気環境課	4-87
		6	平成25年度大気汚染等測定結果	平成27年2月	長野県環境部水大気環境課	3-87
騒音の状況	7	H22長野国道管内道路環境センサ調査業務	平成22年11月	国土交通省長野国道事務所	52-82	
水環境の状況	水象の状況	8	河川調査	平成11年4月	長野県	67-84
		9	諏訪建設事務所管内図	平成24年4月	長野県	大判図面
	水質の状況 水底の底質の状況 水に係る環境の状況	10	平成26年度水質、大気及び化学物質測定結果	平成27年6月	長野県環境部水大気環境課	1-44
		11	継続監視調査	平成25年度	長野県環境部水大気環境課	HP
		12	温泉源泉の名称及び住所の一覧	平成25年10月	諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課生活衛生係	入手資料
土壌及び地盤の状況	土壌の状況	13	土地分類基本調査 諏訪	平成6年3月	長野県	大判図面
		14	土地分類基本調査 高遠	平成16年3月	長野県	大判図面
	地盤の状況	15	長野県諏訪盆地の地盤沈下情報	平成18年	環境省	HP
地形及び地質	地形の状況	16	平成26年版長野県環境白書	平成27年2月	長野県	100
		17	土地分類基本調査 諏訪	平成6年3月	長野県	大判図面
		18	土地分類基本調査 高遠	平成16年3月	長野県	大判図面
		19	長野県すぐれた自然図	昭和51年	環境庁	大判図面
動植物の生息 又は生育、植生及び生態系の状況	動物の生息の状況	20	第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長野県	昭和56年	環境庁	大判図面
		21	支部報「いわすずめ」No.96 (2004年5-6月号)	平成16年	日本野鳥の会諏訪支部	HP
		22	ふるさといきもの里100選	平成元年	環境庁自然保護課	HP
	天然記念物(動植物)の状況	23	信州の文化財	平成25年3月	財団法人八十二文化財団	HP
	重要な植物群落の状況	24	第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長野県	昭和56年	環境庁	大判図面
		25	第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県	平成元年	環境庁	大判図面
		26	第4回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県	平成7年	環境庁	大判図面
		27	第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書	平成12年	環境庁	大判図面
		28	信州の文化財	平成25年3月	財団法人八十二文化財団	HP
	巨樹・巨木林の状況	29	第4回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県	平成7年	環境庁	大判図面
	生態系の状況	30	自然公園指定状況一覧	平成27年3月	長野県自然保護課	HP
		31	日本の重要湿地500	平成24年9月	環境省 インターネット 自然研究所	HP
		32	第3回自然環境保全基礎調査 現存植生図	昭和59・61年	環境庁	大判図面
33		第7回自然環境保全基礎調査 植生図	平成23年	環境省	大判図面	
34		第3回自然環境保全基礎調査 長野県自然環境情報図	平成元年	環境庁	大判図面	
景観の状況	35	自然公園指定状況一覧	平成27年3月	長野県自然保護課	HP	
	36	日本の都市公園100選	平成元年	日本公園緑地協会	HP	
	37	新日本夜景100選	平成16年	新日本三大夜景・夜景100選事務局	HP	
	38	日本の渚・百選	平成8年	国土交通省	HP	
	39	全国観光情報データベース	平成27年8月	社団法人日本観光振興協会	HP	
	40	各市町観光パンフレット	平成27年8月	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町	パンフレット	
	41	全国観光情報データベース	平成27年8月	社団法人日本観光振興協会	HP	
人と自然との触れ合いの活動の場の状況	42	各市町観光パンフレット	平成27年8月	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町	パンフレット	
	43	諏訪湖一周ジョギングロード	平成24年9月	長野県健康福祉部健康長寿課	HP	

3.2 社会的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な社会的状況を把握した結果を表 3-3 に示します。また、社会的状況の把握に用いた文献・資料を表 3-4 に示します。

表 3-3(1) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	<p>1. 人口 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町が長野県全体の約 8.5%の人口を占めている。</p> <p>2. 産業 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町での産業別就業者数の構成比は、第 3 次産業の占める割合が高く約 57.3%、第 2 次産業の占める割合は約 38.6%、第 1 次産業は約 4.1%である。</p>
土地利用の状況	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町の地目別面積によると、田、畑や宅地が 5~10%程度で、山林が 25~50%程度と最も多くなっている。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	天竜川水系における河川水の利用は、発電用が約 9 割を占めている。また、工業用水は、地下水から供給されており、天竜川水系からの取水は非常に小さい。水道の水源地を見ると、岡谷市では 84%が地下水、16%が河川水、諏訪市及び茅野市では 100%が地下水、下諏訪町では 34%が地下水、66%が河川水である。
交通の状況	事業実施想定区域及びその周囲の幹線道路のうち、高速自動車国道として長野自動車道、中央自動車道西宮線がある。また、一般国道として、一般国道 20 号、142 号、152 号がある。これらの高速自動車国道、一般国道を主要地方道及び一般県道がつかないでいる。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地、樹林地、畑地が存在し、集落・市街地には多くの学校・病院が存在している。
下水道の整備の状況	下水道普及率は岡谷市で 99.4%、諏訪市で 98.6%、茅野市で 96.7%、下諏訪町 99.9%である。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>1. 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域 事業実施想定区域及びその周囲には、用途地域が定められている。</p> <p>2. 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町では、公害防止計画が策定されていない。</p> <p>3. 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域 事業実施想定区域及びその周囲には、指定地域はない。</p> <p>4. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域 事業実施想定区域及びその周囲には、対策地域はない。</p> <p>5. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 事業実施想定区域及びその周囲には、沿道整備道路の指定はない。</p>

表 3-3(2) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>6. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の類型の指定状況 騒音に係る環境基準については、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、岡谷市（大字岡谷字蛭殿の一部、字半ノ木の一部、字神長の一部、字神長の一部、字新提、字斧磨沢の一部、字中山の一部、字ヨキトギの一部、字芦ノ沢の一部、字内山の一部）、茅野市（宮川の一部、玉川の一部、金沢の一部、湖東の一部、中大塩の一部）がA類型、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、岡谷市（大字岡谷字西林の一部、大字湊字宮ノ上の一部、大字川岸字大久保の一部、字山之神、字久保の一部、字大屋、字余所日向の一部、字本沢、字菅原の一部）、茅野市（第一種住居地域（玉川の一部を除く）、湖東の一部、中大塩の一部）がB類型、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、岡谷市（大字岡谷字権現の一部、字柳海途の一部、字長原の一部、字上高沢の一部）、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く））がC類型とされている。</p> <p>7. 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 長野県、岡谷市、諏訪市、茅野市の告示では、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、岡谷市（字内山の一部）がa区域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域がb区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域がc区域とされている。</p> <p>8. 土壌汚染対策法第六条第一項の規定により指定された区域 事業実施想定区域及びその周囲には、土壌汚染対策法により指定された要措置区域はない。</p> <p>9. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。</p> <p>10. 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、生息地等保護区はない。</p> <p>11. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、上記条約により指定された湿地はない。日本では、湿地保全施策の基礎資料を得るため、多数の専門家の意見を得て重要湿地を選定した「日本の重要湿地 500」があり、その中で諏訪市の霧ヶ峰湿原群が重要な湿地として選定されている。</p> <p>12. 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物 事業実施想定区域及びその周囲には、国指定天然記念物、県指定天然記念物、岡谷市指定天然記念物、諏訪市指定文化財、諏訪市指定天然記念物、茅野市指定天然記念物、下諏訪町指定天然記念物がある。また、諏訪市指定名勝がある。</p> <p>13. 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の地域 事業実施想定区域及びその周囲には、八ヶ岳中信高原国定公園と塩嶺王城県立公園がある。</p> <p>14. 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域 事業実施想定区域及びその周囲には、自然環境保全地域、都道府県立自然環境保全地域の指定はない。</p>

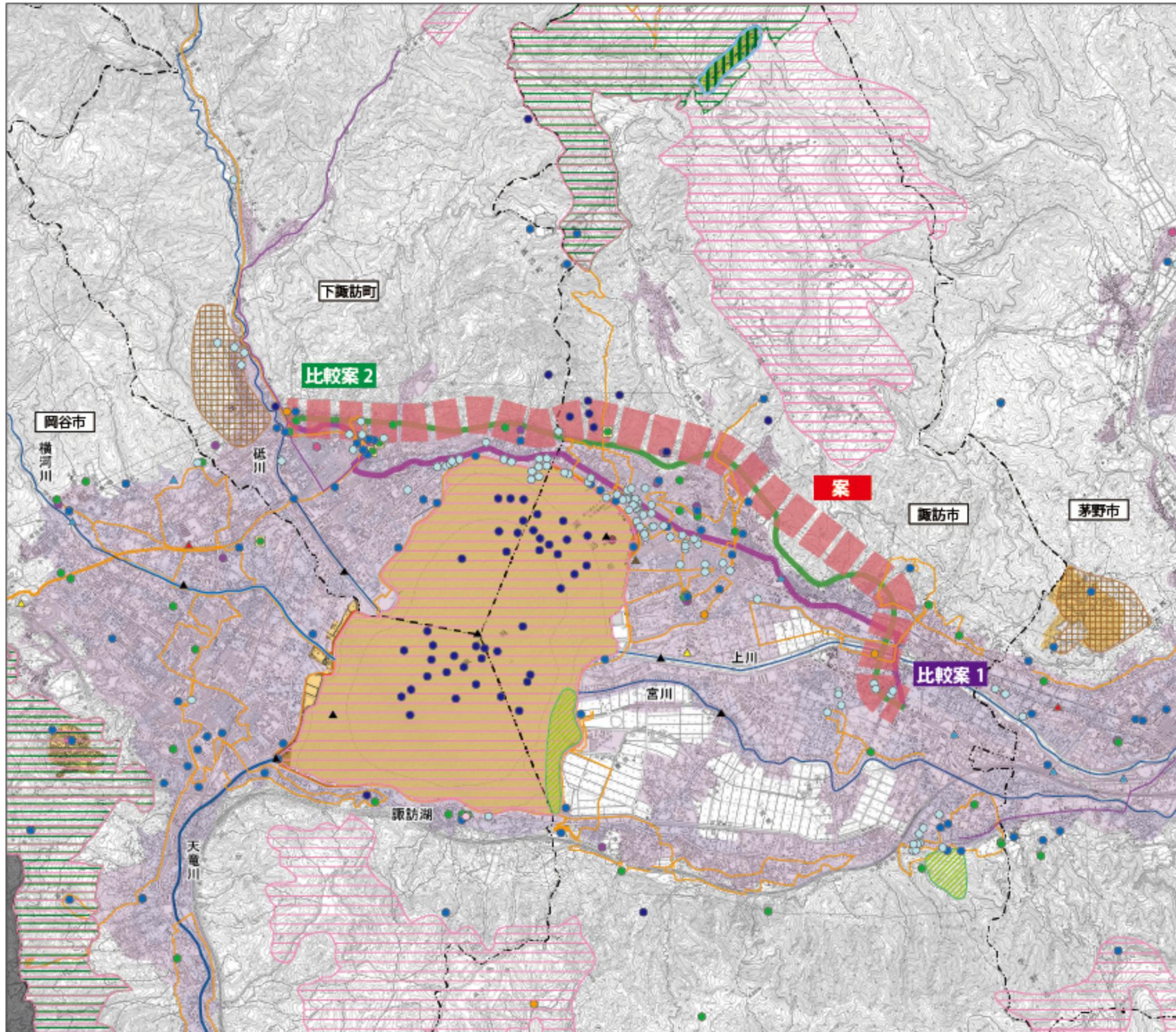
表 3-3(3) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>15. 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 事業実施想定区域及びその周囲には、近郊緑地保全区域はない。</p> <p>16. 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全地区 事業実施想定区域及びその周囲には、自然海浜保全地区はない。</p> <p>17. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 事業実施想定区域及びその周囲には、近郊緑地保全区域はない。</p> <p>18. 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、緑地保全区域はない。</p> <p>19. 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、諏訪市、茅野市、下諏訪町では、緑の基本計画が策定されている。なお、岡谷市では、緑の基本計画は策定されていない。</p> <p>20. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、鳥獣保護区が2箇所ある。</p> <p>21. 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、風致地区はない。</p> <p>22. 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形式に関する計画（景観計画） 諏訪市、茅野市、下諏訪町には、景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）がある。なお、岡谷市では、景観計画は策定されていない。事業実施区域及びその周囲には、諏訪市の景観重点計画地区として3箇所、茅野市の景観形成重点地区として5箇所、下諏訪町の下諏訪宿景観形成重点地区として1箇所が設定されている。</p> <p>23. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第1項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」） 下諏訪町では歴史的風致維持向上計画が策定されている。なお、岡谷市、諏訪市、茅野市では歴史的風致維持向上計画は策定されていない。</p> <p>24. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況 事業実施想定区域及びその周囲には、「保護林の再編・拡充について」（平成元年林野庁長官通達）の規定に基づく保護林の区域はない。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>特になし</p>

表 3-4 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	番号	資料名	発行年月	発行元	出典頁
人口の状況	1	平成22年 国勢調査報告	平成22年	総務省統計局	統計資料
産業の状況	2	平成22年 国勢調査報告	平成22年	総務省統計局	統計資料
土地利用の状況	3	平成26年版 ながの県勢要覧	平成27年4月	長野県情報統計課	4-7
	4	土地利用現況図 諏訪	平成6年3月	長野県	大判図
	5	土地利用現況図 高遠	平成16年3月	長野県	大判図
	6	長野県土地利用基本計画図	平成22年3月	長野県企画部	大判図
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	7	平成25年度 長野県の水道	平成27年6月	長野県環境部水大気環境課	HP
交通の状況	8	平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表	平成23年	国土交通省道路局	図面
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	9	長野県教育委員会ホームページ	平成27年8月	長野県教育委員会事務局 教育総務課	HP
	10	私立幼稚園名簿	平成26年12月	長野県情報公開・私学課	HP
	11	私立専修学校名簿	平成26年10月	長野県情報公開・私学課	HP
	12	諏訪広域図書館情報ネットワーク	平成27年8月	諏訪広域図書館	HP
	13	平成27年度社会福祉施設名簿	平成27年4月	長野県健康福祉政策課	HP
14	平成26年度版病院・診療所名簿	平成26年10月	長野県健康福祉部医療推進課	HP	
下水道の整備の状況	15	平成25年度末における長野県の汚水処理人口普及率	平成26年9月	長野県環境部生活排水課	HP
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	16	1. 都市景観第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域 岡谷都市計画図	平成24年1月	岡谷市	大判図
	17	諏訪都市計画図	平成24年2月	諏訪市	大判図
	18	茅野都市計画図	平成22年8月	茅野市	大判図
	19	下諏訪都市計画図	平成27年7月	下諏訪町	大判図
	20	6. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の類型の指定状況 騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定状況	平成24年	茅野市	HP
	21	7. 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定状況	平成24年	茅野市	HP
	22	11. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された鳥獣保護区の区域 日本の重要湿地500	平成24年9月	環境省 インターネット 自然研究所	HP
	23	12. 文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物 信州の文化財	平成25年3月	財団法人八十二文化財団	HP
	24	茅野市文化財マップ	平成13年4月	茅野市教育委員会	図面
	25	13. 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国立公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域 自然公園等指定状況一覧	平成27年3月	長野県自然保護課	HP
	26	20. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 長野県鳥獣保護区等位置図	平成25年度	長野県林務部森林づくり推進課	大判図
	27	22. 景観法第八条第一項に基づく景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（「景観計画」） 諏訪市景観計画	平成21年10月	諏訪市	図面
	28	茅野市景観計画	平成27年4月	茅野市	16-20
29	下諏訪町景観計画	平成24年8月	下諏訪町	55-63	
30	23. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」） 下諏訪町歴史的風致維持向上計画	平成25年3月	長野県下諏訪町	HP	

図 3-1 自然的状況及び社会的状況（その1）



記号	名称
■	集落・市街地
▲	騒音調査地点（環境基準超過）
▲	騒音調査地点（環境基準達成）
▲	大気質測定地点
▲	気象観測所
▲	水質測定地点
■	鳥獣保護区
●	重要な動物種（重要な種の生息地）
○	重要な動物種（天然記念物）
■	重要な植物種（重要な植物群落）
■	重要な植物種（巨樹・巨木林）
●	重要な植物種（天然記念物）
■	自然公園
■	重要な湿地
■	景観資源
●	眺望点
○	源泉
○	人と自然との触れ合いの活動の場（公園等）
○	人と自然との触れ合いの活動の場（散策路等）
○	人と自然との触れ合いの活動の場（御柱祭）

出典：「平成 22 年 長野県道管内道路環境サセス調査業務」
 （平成 22 年 11 月 国土交通省長野国道事務所）
 「平成 25 年度大気汚染等測定結果」
 （平成 27 年 2 月 長野県環境部水大気環境課）
 「気象統計情報」（平成 27 年 8 月 気象庁）
 「平成 26 年度水質、大気及び化学物質測定結果」
 （平成 27 年 3 月 長野県環境部水大気環境課）
 「長野県鳥獣保護区等位置図」
 （平成 25 年度 長野県林務部森林づくり推進課）
 「第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長野県」
 （昭和 56 年 環境庁）
 「支那報「いわすずめ」No.96(2004 年 5-6 月号)」
 （平成 16 年 日本野鳥の会諏訪支部）
 「ふるさとといきもの里 100 選」
 （平成元年 環境庁自然保護課）
 「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県」
 （平成元年 環境庁）
 「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群保護調査報告書」
 （平成 12 年 環境庁）
 「信州の文化財」（平成 25 年 3 月 財団法人八十二文化財団）
 「第 4 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県」
 （平成 7 年 環境庁）
 「自然公園等指定状況一覧」
 （平成 27 年 3 月 長野県自然環境保護課）
 「日本の重要湿地 500」
 （平成 24 年 9 月 環境省 インターネット自然研究所）
 「日本の都市公園 100 選」（平成元年 日本公園緑地協会）
 「新日本夜景 100 選」
 （平成 16 年 新日本三大夜景・夜景 100 選事務局）
 「日本の渚・百選」（平成 8 年 国土交通省）
 「温泉源泉の名称及び住所の一覧」
 （平成 25 年 10 月 諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生生活衛生課）
 「全国観光情報データベース」（平成 27 年 8 月 社団法人日本観光振興協会）
 「各市町村観光パンフレット」（平成 27 年 8 月 岡谷市・下諏訪町・諏訪市・茅野市）
 「諏訪湖一周ジョギングロード」（平成 24 年 9 月 長野県建設部建設課長（兼））

記号	名称
■	【案】バイパス案（山側ルート）
■	【比較案 1】現道拡幅案
■	【比較案 2】現都市計画ルート
- - -	行政界
■	調査対象外とする市町村

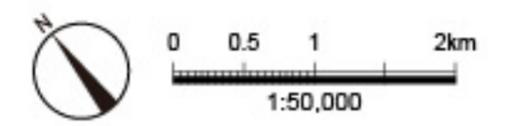
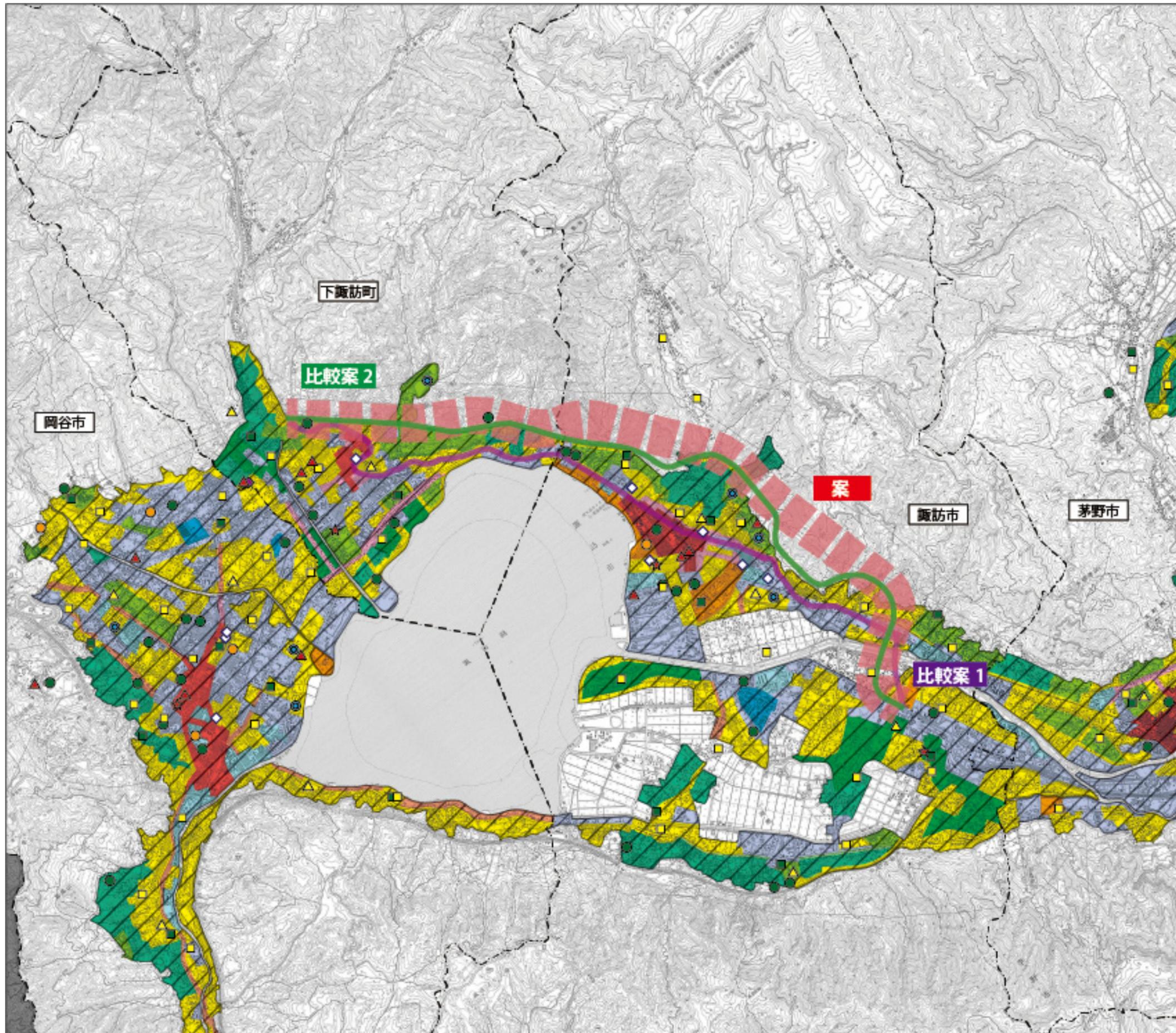


図 3-1 自然的状況及び社会的状況（その2）



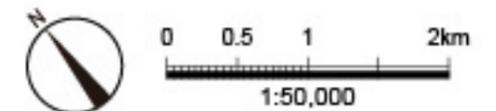
記号	名称
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	騒音に係る環境基準の類型指定範囲 及び騒音規制法第3条第1項の規定に 基づく地域の指定範囲

出典：「岡谷都市計画図」（平成24年1月 岡谷市）
 「下諏訪都市計画図」（平成27年7月 下諏訪町）
 「諏訪都市計画図」（平成24年2月 諏訪市）
 「茅野都市計画図」（平成22年8月 茅野市）

記号	名称
	小学校
	中学校
	高等学校
	専修学校
	特別支援学校
	幼稚園
	図書館
	老人福祉施設
	保育園
	病院

出典：「長野県教育委員会ホームページ」
 （平成27年8月 長野県教育委員会事務局 教育総務課）
 「私立幼稚園名簿」
 （平成26年12月 長野県情報公開・私学課）
 「私立専修学校名簿」
 （平成26年10月 長野県情報公開・私学課）
 「諏訪広域図書館情報ネットワーク」
 （平成27年8月 諏訪広域図書館）
 「平成27年度 社会福祉施設名簿」
 （平成27年4月 長野県健康福祉政策課）
 「平成26年度病院・診療所名簿」
 （平成26年10月 長野県健康福祉部医療推進課）

記号	名称
	〔案〕 バイパス案（山側ルート）
	〔比較案1〕 現道拡幅案
	〔比較案2〕 現都市計画ルート
	行政界
	調査対象外とする市町村



第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

4.1 計画段階配慮事項の選定

文献で得られた情報により、重大な影響を受けるおそれのある環境の要素について検討し、計画段階配慮事項を選定します。計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由は、表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

環境要素		影響要因		選定理由
		土地又は工作物の存在及び供用	道路の存在	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音	○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	水環境	水象(地下水)	○	事業実施想定区域及びその周辺には、源泉が分布しています。道路の存在に伴い、水象(地下水)への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	○	事業実施想定区域及びその周辺には、重要な動物種、天然記念物が生息し、鳥獣保護区が指定されています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。	
	植物	○	事業実施想定区域及びその周辺には、重要な植物群落、巨樹・巨木林、天然記念物が生育しています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。	
	生態系	○	事業実施想定区域及びその周辺には、まとも存在する自然環境として、自然公園が指定され、重要な湿地が分布しています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	○	事業実施想定区域及びその周辺には、景観資源が分布しています。道路の存在に伴い、景観への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。	
	人と自然との触れ合いの活動の場	○	事業実施想定区域及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場が分布しています。道路の存在に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。	

4.2 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法

計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、概ねのルート的位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とします。調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では市街地・集落、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 4-2 に示します。また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法とします。評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法とします。

表 4-2 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質 自動車の走行による騒音	集落・市街地 ^{※1} の位置	既存資料	集落・市街地の位置と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過の状況を整理・比較
道路の存在による水象(地下水)	重要な箇所 ・源泉 ^{※2}	既存資料	重要な箇所(源泉)と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過の状況を整理・比較
道路の存在による動物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種 ^{※3} ・天然記念物 ^{※4} ・鳥獣保護区 ^{※5}	既存資料	重要な種の生息地等の位置と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落 ^{※6} ・巨樹・巨木林 ^{※7} ・天然記念物 ^{※4}	既存資料	重要な種・群落の生育地等の位置と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・自然公園 ^{※8} ・重要な湿地 ^{※9}	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・景観資源 ^{※10}	既存資料	重要な箇所(景観資源)の位置と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による人と自然との触れ合いの活動の場	重要な箇所 ・人と自然との触れ合いの活動の場 ^{※11}	既存資料	重要な箇所(人と自然との触れ合いの活動の場)の位置と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注) 重要な植物群落、巨樹・巨木林、天然記念物は、重要な植物種として図 4-1 に表す。

※1) 集落・市街地の既存資料：土地利用現況図及び用途地域（工業専用地域を除く）を基本に地形図等からの読み取りによるものを補足して設定。

※2) 温泉源泉の名称及び住所の一覧（平成 25 年 10 月 諏訪保険福祉事務所食品・生活衛生係）

※3) 重要な動物種の既存資料：第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長野県（昭和 56 年、環境庁）、支部報「いわすずめ」No. 96(2004 年 5-6 月号)（平成 16 年、日本野鳥の会諏訪支部）、ふるさといきもの里 100 選（平成元年、環境庁自然保護局）

※4) 天然記念物の既存資料：信州の文化財（平成 25 年 3 月 財団法人八十二文化財団）

- ※5) 鳥獣保護区の既存資料：長野県鳥獣保護区等位置図（平成 25 年度、長野県林務部森林づくり推進課）
- ※6) 重要な植物群落の既存資料：第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長野県（昭和 56 年、環境庁）、第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県（平成元年、環境庁）、第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書（平成 12 年、環境庁）、信州の文化財（平成 25 年 3 月、財団法人八十二文化財団）
- ※7) 巨樹・巨木林の既存資料：第 4 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県（平成 7 年、環境庁）
- ※8) 自然公園の既存資料：自然公園等指定状況一覧（平成 27 年 3 月、長野県自然保護課）
- ※9) 重要な湿地の既存資料：日本の重要湿地 500（平成 24 年 9 月、環境省、インターネット自然研究所）
- ※10) 景観資源の既存資料：第 3 回自然環境保全基礎調査 長野県自然環境情報図（平成元年 環境庁）、自然公園等指定状況一覧（平成 27 年 3 月、長野県自然保護課）、日本の都市公園 100 選（平成元年 日本公園緑地協会）、新日本夜景 100 選（平成 16 年 新日本三大夜景・夜景 100 選事務局）、日本の渚・百選（平成 8 年 国土交通省）
- ※11) 人と自然との触れ合いの活動の場の既存資料：全国観光情報データベース（平成 27 年 8 月、社団法人日本観光振興協会）、各市町観光パンフレット（平成 27 年 8 月、岡谷市・下諏訪町・諏訪市・茅野市）、諏訪湖一周ジョギングロード（平成 24 年 9 月 長野県健康福祉部健康長寿課）

4.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果

計画段階配慮事項に関する調査は、既存資料に基づき表 4-2 の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 4-1 に調査の結果として記載しました。予測では、表 4-3 に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握しました。

選定された計画段階配慮事項のルート毎の影響の程度は、表 4-3 に示すとおりです。自動車の走行による大気質、騒音及び道路の存在による人と自然との触れ合いの活動の場は、【案】バイパス案（山側ルート）及び【比較案 2】現都市計画ルートは、影響を与える可能性は小さいものと評価し、【比較案 1】現道拡幅は、影響を与える可能性があると評価します。また、道路の存在による動物、植物、生態系、景観は、いずれのルートも影響を与える可能性は小さいものと評価し、道路の存在による水象（地下水）は、いずれのルートもルートの位置・構造によっては、影響を与える可能性があると評価します。

そこで、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り市街地・集落、源泉、重要な種の生息地等、重要な種・群落の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、景観資源、人と自然との触れ合いの活動の場を避けて計画します。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

図 4-1 計画段階配慮事項の調査結果

記号	名称
	集落・市街地
	鳥獣保護区
	重要な動物種(重要な種の生息地)
	重要な動物種(天然記念物)
	重要な植物種(重要な植物群落)
	重要な植物種(巨樹・巨木林)
	重要な植物種(天然記念物)
	自然公園
	重要な湿地
	景観資源
	源泉
	人と自然との触れ合いの活動の場(公園等)
	人と自然との触れ合いの活動の場(散歩路等)
	人と自然との触れ合いの活動の場(御柱祭)

出典：「長野県鳥獣保護区等位置図」
 (平成 25 年度 長野県林務部森林づくり推進課)
 「第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長野県」
 (昭和 56 年 環境庁)
 「文部省『いわずめ』No.98(2004 年 5-6 月号)」
 (平成 16 年 日本野鳥の会諏訪支部)
 「ふるさといきもの里 100 選」
 (平成元年 環境庁自然保護局)
 「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県」
 (平成元年 環境庁)
 「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」
 (平成 12 年 環境庁)
 「信州の文化財」(平成 25 年 3 月 財団法人八十二文化財団)
 「第 4 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県」
 (平成 7 年 環境庁)
 「自然公園等指定状況一覧」
 (平成 27 年 3 月 長野県自然環境保護課)
 「日本の重要湿地 500」
 (平成 24 年 9 月 環境省 インターネット自然研究所)
 「日本の都市公園 100 選」(平成元年 日本公園緑地協会)
 「新日本夜景 100 選」
 (平成 16 年 新日本三大夜景・夜景 100 選事務局)
 「日本の渚・百選」(平成 8 年 国土交通省)
 「温泉源泉の名称及び住所の一覧」
 (平成 25 年 10 月 諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課生活衛生係)
 「全県観光情報データベース」(平成 27 年 8 月 社団法人日本観光振興協会)
 「各市町村観光センター」(平成 27 年 8 月 岡谷市・下諏訪市・諏訪市・茅野市)
 「諏訪第一河ジョングローブ」(平成 24 年 9 月 長野県建設部建設課建設部長)

記号	名称
	【案】バイパス案(山側ルート)
	【比較案 1】現道拡幅案
	【比較案 2】現都市計画ルート
	行政界
	調査対象外とする市町村

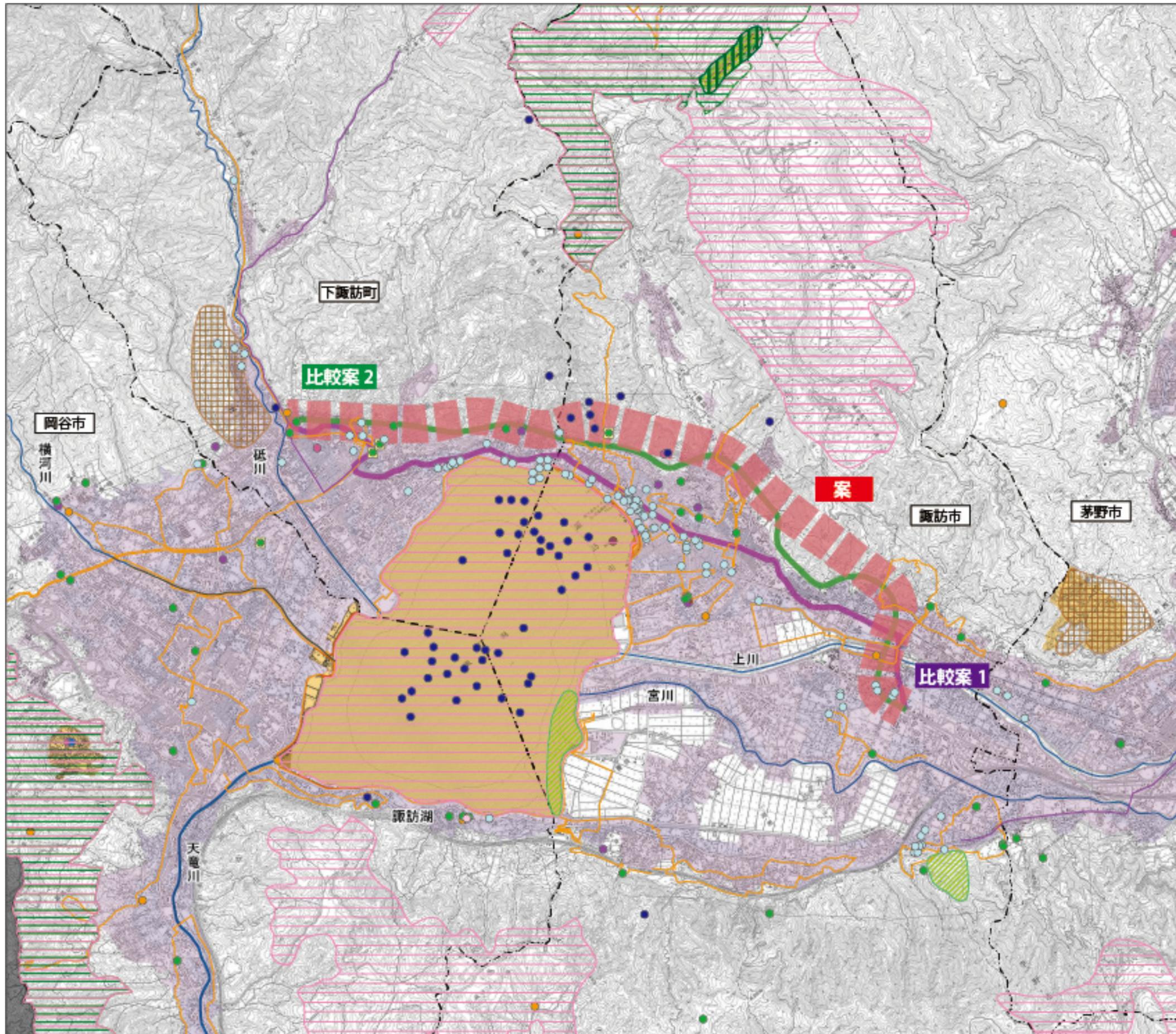
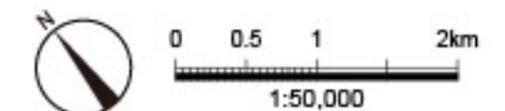


表 4-3 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

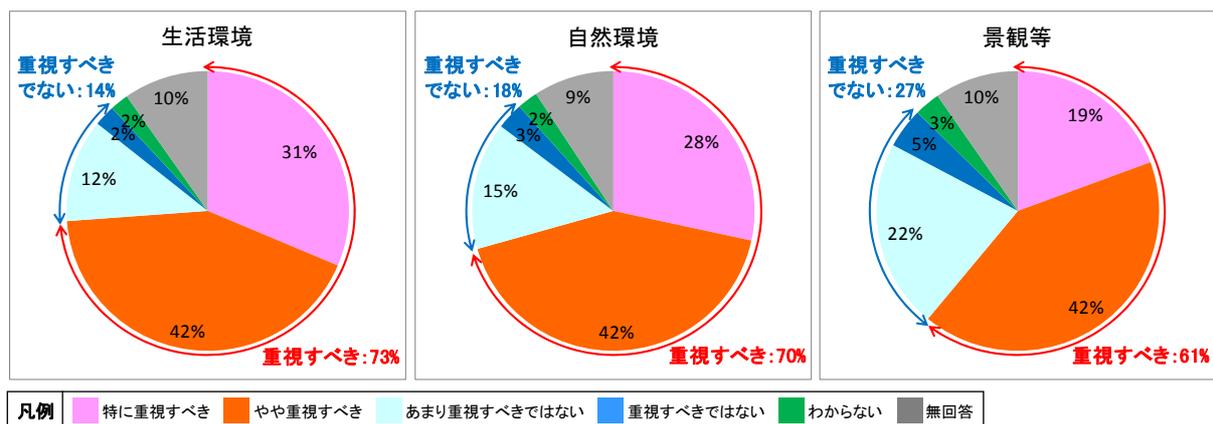
環境要素	【案】バイパス案 (山側ルート)	【比較案1】 現道拡幅	【比較案2】 現都市計画ルート
大気質 騒音	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、集落・市街地を概ね回避していると予測します。大気質・騒音に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、集落・市街地を通過しており、大気質・騒音に影響を与える可能性があるものと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、一部集落・市街地を通過するため、【バイパス案】より大気質・騒音に影響を与える可能性は大きいものと評価します。
水象(地下水)	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、源泉施設を概ね回避していると予測します。但し、ルート上の位置・構造によっては、水象(地下水)に影響を与える可能性がありますと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、現道を拡幅する計画であり、源泉施設を回避していると予測します。但し、ルート上の位置・構造によっては、水象(地下水)に影響を与える可能性がありますと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、源泉施設を概ね回避していると予測します。但し、ルート上の位置・構造によっては、水象(地下水)に影響を与える可能性がありますと評価します。
動物	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、重要な種の生息地等を概ね回避していると予測します。動物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 また、【比較案2】より山側へ回避していることで構造形式による更なる影響低減の検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、重要な種の生息地等を回避していると予測します。動物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、重要な種の生息地等を概ね回避していると予測します。動物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
植物	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、重要な種・群落の生育地等を概ね回避していると予測します。植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 また、【比較案2】より山側へ回避していることで構造形式による更なる影響低減の検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、重要な種・群落の生育地等を回避していると予測します。植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、重要な種・群落の生育地等を概ね回避していると予測します。植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、まとまって存在する自然環境を回避していると予測します。生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、まとまって存在する自然環境を回避していると予測します。生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、まとまって存在する自然環境を回避していると予測します。生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、景観資源を概ね回避していると予測します。景観に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 また、【比較案2】より山側へ回避していることで構造形式による更なる影響低減の検討が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、景観資源を回避していると予測します。景観に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、景観資源を概ね回避していると予測します。景観に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
人と自然との 触れ合いの 活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、人と自然との触れ合いの活動の場を概ね回避していると予測します。人と自然との触れ合いの活動の場に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、人と自然との触れ合いの活動の場を通過していると予測します。人と自然との触れ合いの活動の場に影響を与える可能性がありますと評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> ルートは、人と自然との触れ合いの活動の場を概ね回避していると予測します。人と自然との触れ合いの活動の場に影響を与える可能性は小さいものと評価します。

第5章 その他環境省令で定める事項

5.1 環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書の案についての意見と事業者の見解

5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

地域にとって望ましいルート帯の案を検討する際に重視すべき項目として、「生活環境（大気環境・水環境）に配慮し、できる限り影響を回避した道路（以下、生活環境）」、「自然環境（動物・植物・生態系）に配慮し、できる限り影響を回避した道路（以下、自然環境）」及び「景観や人と自然との触れ合いの活動の場に配慮し、できる限り影響を回避した道路（以下、景観等）」の3項目について意見聴取を行い、「特に重視すべき」、「やや重視すべき」、「どちらでもない」、「あまり重視すべきでない」、「重視する必要なし」の5段階で回答していただきました。（アンケート調査：平成26年2月6日～平成26年3月7日（第2回））その結果、重視すべきという意見（“特に重視すべき”“やや重視すべき”）は、生活環境で73%、自然環境で70%、景観等で61%という結果でした。また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び事業者の見解を表5-1に示します。



※総回答数6,809人

図5-1 住民及び事業者等からの重視すべきという意見の割合

表 5-1 住民及び事業者等からの主な意見と事業者の見解

区分	意見の要旨	事業者の見解
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音について、配慮してもらいたい、夜に眠れないようなことのないようにしてください。 ・日常生活に支障をきたさない、道路整備の充実をお願いしたい。 ・高架橋の振動、騒音が無いようにされたい。夜は静かな街なので心配になる。 ・トンネルも多くなると思うので、水環境にも配慮。 ・これからの道路は交通の利便性より、そこに住む人々の環境に配慮した道路でありたい。 <p style="text-align: right;">他 170 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音、振動、水象（地下水）への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいては、具体的なルートや道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の生活圏に人間が勝手に手を加えるのだから配慮できればいいと思う。共存共栄 ・オオワシ等の鳥は生態が変わってしまうことに配慮してほしい。 ・信州の自然を大切に <p style="text-align: right;">他 155 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動物、植物、生態系への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいては、具体的なルートや道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
景観等	<ul style="list-style-type: none"> ・平地がなく山裾を通ることになるので、景観と環境には十分配慮を。 ・すばらしい諏訪の景観がこわされず観光客にもそのすばらしさを見てもらえる様な配慮。 ・景観に配慮した設計でお願いしたい ・下諏訪町の景観を壊さないアクセス道路。 <p style="text-align: right;">他 81 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、景観・人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいては、具体的なルートや道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>

5.2 関係する地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

計画段階配慮事項に関する地方公共団体の長からの意見と事業者の見解は、表 5-2 に示すとおりです。

表 5-2 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
1	長野県知事	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に向けては、大気質、騒音、水質、地下水、地盤沈下等への影響や重要な動植物、生態系や景観への影響に配慮し、地域の生活環境や自然環境への影響をできるかぎり回避・低減するよう努めていただきますようお願いいたします。 	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音、水質、地下水、地盤沈下等の生活環境や、重要な動植物、生態系、景観等の自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートや位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
2	諏訪市長	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に向けて、一部、市街地の近傍を通過する箇所にあつては、大気質、水環境、騒音等の生活環境への影響に配慮するとともに、重大な動植物の生息・生育地等の自然環境への影響に配慮し、地域への影響をできる限り回避・低減に努めていただきますようお願いいたします。さらに、温泉のある観光地で、諏訪湖を望む良好な景観を有する地域であるため、源泉や景観等についての影響も、できる限り回避・低減に努めていただきますようお願いいたします。 	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、源泉を含む水環境、騒音等の生活環境、重要な動植物の生息・生育地、景観等の自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートや位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
3	下諏訪町長	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に向けて、市街地の近傍を通過するため、大気質、水環境、騒音等の生活環境への影響に配慮するとともに、重要な動植物の生息・生育地等の自然環境への影響に配慮し、地域への影響をできる限り回避・低減に努めていただきますようお願いいたします。さらに、温泉のある観光地であるため、源泉や景観等についての影響も、できる限り回避・低減に努めていただきますようお願いいたします。 	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、源泉を含む水環境、騒音等の生活環境、重要な動植物の生息・生育地、景観等の自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートや位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>